平成２１年（フ）第４１２号
水戸市笠原町313番地の３
債務者　越沼幸千代
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４１３号
水戸市笠原町313番地の３
債務者　越沼　幸次
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４２１号
茨城県ひたちなか市大字中根900番地78
債務者　田沢　和世
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４２３号
茨城県東茨城郡茨城町大字前田1706番地１、旧住所茨城県東茨城郡茨城町大字秋葉488番地１
債務者　中村　順子
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４２９号
水戸市栄町１丁目11番26号
債務者　弓野香代子
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４３３号
茨城県水戸市上水戸４丁目５番５―307号上水戸第２ハイツ、旧住所青森県八戸市南郷区大字大森字雷林32番地
債務者　林　　麗香
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４４０号
水戸市大町３丁目３番15―603号　大町アイビーキャッスル、旧住所水戸市堀町1961番地の２
債務者　豊田　　耕
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４４３号
水戸市堀町1135番地
債務者　天神　　修
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４４４号
水戸市青柳町3796番地　ライフピア青柳
債務者　米澤　律子
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４５３号
水戸市金町３丁目５番10号、旧住所水戸市鯉淵町4888番地の300
債務者　川又　達雄
１　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３６９号
群馬県伊勢崎市富塚町263番地10
債務者　留江田リカルド（ＲＵＥＤＡ　ＭＥＺＡ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＡＬＢＥＲＴＯ）
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３８４号
群馬県伊勢崎市赤堀今井町１丁目618番地81
債務者　山田　　大（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４０２号
群馬県前橋市上泉町1852番地１　榎本ハイツ103号
債務者　田中　邦彦
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４２３号
群馬県伊勢崎市新栄町3950番地18
債務者　新垣リカルド
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４２４号
群馬県伊勢崎市新栄町3950番地18
債務者　伊佐ディアナ
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４２９号
群馬県渋川市北橘町上箱田979番地
債務者　石田　充子（旧姓原田）
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４３３号
群馬県前橋市駒形町乙547番地
債務者　松本　健二
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４３７号
群馬県北群馬郡榛東村大字長岡1929番地２
債務者　浅見　康行
１　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所